

軍用地料の「分収金制度」

—— 沖縄県における軍用地料配分に関する一側面 ——

瀧本佳史・青木康容

〔抄録〕

本稿は沖縄における軍用地料として国から支払われる土地賃貸料の配分や用途について実証的に明らかにし、そこには単なる金銭的な現象だけではなく沖縄社会における相互扶助的な組織構造が記憶として存在し、地域行政とは異なった地域住民組織における社会連帯を見出すことが出来る側面を示すことにある。それと共に今日の沖縄県において米軍基地の圧倒的な存在がどのように戦後に形成されてきたのか、その歴史的背景をも探ろうとしたものである。

キーワード：米軍基地，入会地，模合，地域自治，軍用地主

はじめに

本稿をなした当初の契機は以下に述べるような問題意識からであった。すなわち、日本政府によって土地賃貸料として毎年支払われる軍用地料の沖縄県配分に関する文献的、資料的かつ実態的な調査を通じて、沖縄社会に潜在する公共力の原点を探り、分権型社会における今日的な意義を問うというものであった。

今日、沖縄県において軍用地として貸借される土地はその多くが民有地および地方団体（県と市町村）が所有する公有地である。日本本土における米軍基地のほとんどが国有地（約87%）であるのに対し、沖縄県では国有地（約34%）、民有地（約33%）、公有地（約33%）というように、66%もの土地が軍用地料の対象となっている。（宮本，2010：26）民有地は個人による所有であるが、公有地には戦前沖縄には入会地として字が所有する土地があること、また戦後沖縄にはそれ以外に地方団体所有として区画された土地があること、この両者はしたがって共有地ということになり、この共有地に対して支払われる軍用地料、これが本稿の目指す対象である。

すなわち問題関心は個人所有のいわゆる軍用地主に支払われる軍用地料それ自体ではなく、その配分対象となる共有地である。その共有地に対する配分の仕方とその利用方法の中に歴史

に埋もれた社会的結合のある種の側面，換言すれば共同性の再発見があるのではないかと、これが出発点であった。これまで軍用地料問題はその地代や跡地利用に関する論考が数多く、そのいずれもがネガティブな側面（個別利害）を強調する。本研究はそのポジティブな側面（つまり共同利害ないしは相互扶助）が見失われているのではないかと、このことを地代の配分をめぐる調査研究から明らかにしたいと考えていた。

こうした問題関心の背景には、政治行政における諸問題の世界史的な流れの一つに於ける地方分権への関心があった。その目標は国の諸権限の地方移譲を通じて分権型社会の構築にある。それと共に福祉国家における公共性の再定義や担い手に関する論議が現れた。近年の西欧に起源を持つ「コモンズ」論もその一つで、その議論の中から日本社会の伝統的な「入会地」概念が再認識されてきた。我が国の入会地問題は地域の利害関係（入会権）が主たる論点であったが、コモンズ論は地域の公共性を問うという観点から明示的である点でやや異なるように見える。

本研究は、入会地においてもコモンズ論と共通した公共性を特質とするものであったことを歴史的文献資料と現地調査を通じて明らかにするところにある。しかし入会地がコモンズとして今日にも機能しているのは、実は日本本土においてではなく遥かな琉球の地であった。それは「模合」と呼ばれる独特な社会結合に起源をもっていた。

頼母子講は伝統社会における庶民金融として知られる。沖縄においても「模合もやい」（辞書には催合とある）と呼ばれる歴史的な背景を持つ無尽がある。しかし沖縄では必ずしも金銭の融通に止まるものではなかった。「もやい」の原義は「二人以上の者が一緒に仕事をする事」（広辞苑）、つまり何らかの共同を指すものであり、それが沖縄では金銭に限らず、「部落で共有する山林」を「もやいやま」（模合山）と呼んだように、山林の共有をも指していた。したがってその山林に立ち入り木材や薪などを利用する入会地としての利用は当然のことであったのだが、軍用地料の配分をめぐる沖縄の地域社会の対応には実はこの模合山における共同性の再現が見られるのだと思われた。

本研究は、そうした観点からの文献研究によって「模合山」仮説を検証するとともに、実態調査として軍用地料を受領する各自治体と自治体各地区（旧字）の関係者に対するヒアリングを実施、地区における軍用地料の用途を明らかにすることで、そこに現代的な公共力の発現をみようとした。

軍用地料に関する社会学的論考は殆どない。これまで本格的に関心を寄せてきた論者に川瀬光久⁽³⁾、熊本博之⁽⁴⁾、来間泰男⁽⁵⁾がいる。しかし、そのいずれもが軍用地料の負の側面を指摘するに止まり（NHK「クローズアップ現代」2009、2月放映によって特に知られるようになった）、これがもつ地域社会の意義までには至らないのである。いずれもが軍用地料の配分根拠を「入会権」にのみ求めるところに論点展開の限界がある。本研究はそれを越えた共同性観念の析出を目指そうとした。これは国主導の地域自治組織に関する基本理念に再考を迫るものとなるだろうとの思いもあった。

沖縄の米軍基地と返還

平成21年3月刊行、沖縄県知事公室基地対策課編の『沖縄県の米軍及び自衛隊基地(統計資料集)』によると、沖縄県の米軍基地は総面積232,933千㎡であり県面積の10.2%を占める。施設数は34で、兵舎4(キャンプ・コートニー、マクトリアス、シールズ、瑞慶覧)、飛行場2(嘉手納、普天間飛行場)、港湾3(天願棧橋、ホワイト・ビーチ地区、那覇港湾施設)、演習場15(北部訓練場、他)、倉庫4(辺野古弾薬庫、他)、医療1(キャンプ桑江)、通信4(八重岳、他)その他1である。

日本全国の米軍施設は134施設で1,027,048千㎡、本土には100施設794,115千㎡で、77.3%である。沖縄県には22.7%の基地が存在する。自衛隊基地をみると、沖縄には35施設、6,966千㎡で県面積に占める割合は0.3%である。全国の自衛隊施設は2,624施設、1,084,694千㎡で米軍施設を上回る面積である。沖縄県には0.6%が存在する。

北部、中部、南部、宮古、八重山地区⁽¹⁾別にみる。北部地区に米軍基地は163,439千㎡で19.8%を占めている。自衛隊基地は920千㎡で0.1%である。中部地区では66,579千㎡と少なくなるが23.7%を占めている。自衛隊基地は1,397千㎡で0.5%である。南部地区では2,000千㎡と減少し0.6%である。自衛隊基地は4,520千㎡で1.3%である。宮古地区に米軍基地はなく、自衛隊基地の137千㎡、0.1%がある。八重山地区には自衛隊基地がなく、米軍基地915千㎡、0.2%が存在する。

所有形態別(国有地、県有地、市町村有地、民有地)の面積をみると、本土の米軍基地は国有地が87.2%であり、自衛隊基地でも89.4%が国有地である。沖縄県の米軍基地における国有地は34.4%に過ぎず、自衛隊基地の国有地は14.8%である。県有地の占める割合は米軍基地で3.5%、自衛隊基地では0.0%である。市町村有地となると米軍基地で29.2%、自衛隊基地では17.1%である。民有地の割合が高く、米軍基地で32.8%、自衛隊基地で68.1%に達する。

沖縄返還の1972年5月15日現在では米軍基地は87施設、286,608千㎡であった。沖縄復帰後全面返還されたのは53施設31,192千㎡であり、一部返還された施設は26施設、24,714千㎡である。1988年には51施設に減少し、施設面積は90.5%に縮小された。2008年には34施設となり、81.3%に縮小している。20年かかって10%未満の縮小である。施設数の減少は進んだが、施設面積はさほど縮小していない。34施設を個別にみる(表1)。

1. 北部訓練場(国頭村・東村)

施設面積78,242千㎡と最も広大な海兵隊の演習場で、国有地91.8%、県有地7.4%、市町村有地0.3%、民有地0.6%であり、東村では国有地が100.0%である。地主数70人、年間賃借料450百万円である。施設返還は7次にわたっており、9,958千㎡返還され、11.3%の返還率である。

軍用地料の「分収金制度」（瀧本佳史・青木康容）

表1 沖縄の米軍施設と返還状況

施設名	市町村名	施設面積	国 県 市町村 民				管理 軍別	用 途別	地 主 数	年 間 賃 料	駐 留 軍 従 業 員 数	S47.5.15. 施設面積	実 測 等	施 設 提 供	施 設 最 大	施 設 返 還	返 還 率
			有	有	有	有											
1 北部訓練場	計	78.242	91.8	7.4	0.3	0.6	海兵隊	演習場	70	450	12	86.914	84.732	3.468	88.200	9.958	11.3
	国頭村	44.308	85.5	13.0	0.5	1.1											
	東村	33.934	100.0	—	—	—											
2 奥間レスト・センター	国頭村	547	11.0	0.0	12.1	77.0	空軍	その他	299	193	98	490	547	12	559	13	2.3
3 伊江島補助飛行場	伊江村	8,016	18.2	0.8	4.6	76.5	海兵隊	演習場	1,334	1,419	21	8,187	8,067	—	8,067	51	0.6
4 八重岳通信所	計	37	—	—	100.0	—	空軍	通信	2	4	5	198	237	—	237	200	84.4
	本部町	12	—	—	100.0	—											
	名護市	25	—	—	100.0	—											
5 慶佐次通信所	東村	10	—	—	—	100.0	陸軍	通信	1	※	—	575	586	—	586	576	98.3
6 キャンプ・シュワブ	計	20,627	1.4	9.5	63.6	25.5	海兵隊	演習場	533	2,491	242	20,697	21,052	—	21,052	427	2.0
	名護市	20,427	0.8	9.5	63.9	25.8											
	宜野座村	199	54.3	10.1	35.7	—											
7 辺野古弾薬庫	名護市	1,214	0.2	—	85.6	14.1	海兵隊	倉庫	49	174	—	1,178	1,219	—	1,219	5	0.4
8 キャンプ・ハンセン	計	51,207	3.9	0.4	78.4	17.3	海兵隊	演習場	2,165	7,149	555	51,998	52,146	627	52,773	1,564	3.0
	名護市	1,682	0.0	—	92.2	7.8											
	宜野座村	15,667	5.4	0.8	90.9	2.9											
	恩納村	12,411	1.5	—	79.6	19.0											
	金武町	21,448	4.5	0.3	67.5	27.8											
9 ギンバル訓練場	金武町	601	6.0	—	0.0	94.0	海兵隊	演習場	136	90	—	490	602	—	602	1	0.2
10 金武レッド・ビーチ訓練場	金武町	17	17.6	—	0.0	82.4	海兵隊	演習場	24	12	—	16	17	—	17	—	—
11 金武ブルー・ビーチ訓練場	金武町	381	13.9	0.3	0.3	85.6	海兵隊	演習場	210	60	—	396	385	4	389	8	2.1
12 嘉手納弾薬庫地区	計	26,579	3.8	0.1	45.8	50.3	空軍	倉庫	3,666	10,326	259	31,763	31,263	3	31,266	4,688	15.0
	恩納村	2,543	1.4	—	82.6	16.1											
	うるま市	1,877	1.7	0.0	53.8	44.5	海兵隊										
	沖繩市	8,023	3.5	0.1	52.9	43.5											
	嘉手納町	3,479	3.1	—	43.6	53.3											
	読谷村	10,656	5.2	0.1	31.0	63.7											
13 天願枝橋	うるま市	31	48.4	—	—	51.6	海軍	港湾	9	13	—	42	31	—	31	—	—
14 キャンプ・コートニー	うるま市	1,339	4.6	0.0	0.1	95.3	海兵隊	兵舎	698	1,257	330	1,439	1,473	238	1,711	372	21.7
15 キャンプ・マクトリアス	うるま市	379	7.9	—	0.3	91.8	海兵隊	兵舎	256	358	22	380	385	—	385	6	1.6
16 キャンプ・シルズ	沖繩市	701	3.9	0.0	0.1	96.0	海軍/空軍	兵舎	316	681	91	791	810	1	811	111	13.7
17 トライ通信施設	読谷村	1,934	8.3	—	0.3	91.4	陸軍	通信	1,049	1,379	434	3,282	3,331	3	3,334	1,399	42.0
18 嘉手納飛行場	計	19,855	7.6	0.2	1.7	90.5	空軍	飛行場	9,274	25,476	2,734	20,497	20,551	62	20,613	717	3.5
	沖繩市	7,425	5.4	0.0	0.3	94.3											
	嘉手納町	8,790	10.9	0.4	3.4	85.4											
	北谷町	3,635	4.2	0.2	0.5	95.2											
	那覇市	5	0.0	—	—	100.0											
19 キャンプ桑江	北谷町	675	2.1	0.0	0.7	97.0	海兵隊	医療	596	994	221	1,131	1,124	—	1,124	450	40.0
20 キャンプ瑞慶覧	計	6,425	7.3	0.5	0.8	91.3	海兵隊	兵舎	4,568	8,698	2,291	7,960	7,708	2	7,710	1,285	16.7
	うるま市	0	—	—	0.0	0.0											
	沖繩市	176	3.4	3.4	0.6	92.6											
	北中城村	2,109	6.0	1.3	1.5	91.2											
	北谷町	2,571	7.5	0.0	0.6	91.9											
	宜野湾市	1,569	9.2	0.0	0.3	90.4											
21 泡瀬通信施設	沖繩市	552	4.3	—	0.2	95.5	海軍	通信	526	630	1	2,436	2,413	—	2,413	1,862	77.2
22 ホワイト・ビーチ地区	うるま市	1,568	13.5	0.1	0.1	86.3	海軍/陸軍	港湾	970	973	103	1,884	1,922	12	1,934	366	18.9
23 普天間飛行場	宜野湾市	4,805	7.5	0.0	1.4	91.1	海兵隊	飛行場	3,065	6,581	207	4,945	4,976	1	4,977	172	3.5
24 牧港補給地区	浦添市	2,737	10.8	0.0	0.0	89.2	海兵隊	倉庫	2,250	4,586	1,115	3,145	2,787	—	2,787	50	1.8
25 那覇港湾施設	那覇市	559	37.6	6.3	2.7	53.3	陸軍	港湾	1,030	1,993	85	899	792	18	810	251	31.0
26 陸軍貯油施設	計	1,277	7.0	0.9	15.4	76.7	陸軍	倉庫	828	1,238	102	916	1,418	80	1,498	223	14.9
	うるま市	720	8.1	—	26.4	65.4											
	沖繩市	14	14.3	14.3	50.0	21.4											
	嘉手納町	134	4.5	7.5	—	88.1											
	北谷町	408	5.4	—	0.0	94.6											
	宜野湾市	1	100.0	—	—	100.0											
27 鳥島射撃場	久米島町	41	—	—	100.0	—	空軍	演習場	1	2	—	39	42	—	42	1	2.4
28 出砂島射撃場	渡名喜村	245	—	—	100.0	—	空軍	演習場	1	14	—	231	245	—	245	—	—
29 久米島射撃場	久米島町	2	—	—	100.0	—	空軍	演習場	1	0	—	2	2	—	2	—	—
30 浮原島訓練場	うるま市	254	—	—	—	100.0	その他	演習場	—	—	—	312	254	—	254	—	—
31 津堅島訓練場	うるま市	16	100.0	—	—	—	海兵隊	演習場	—	—	—	24	16	—	16	—	—
32 黄尾嶼射撃場	石垣市	874	—	—	—	100.0	海軍	演習場	1	※	—	847	847	—	847	—	—
33 赤尾嶼射撃場	石垣市	41	100.0	—	—	—	海軍	演習場	—	—	—	41	41	—	41	—	—
34 沖大東島射撃場	北大東村	1,147	—	—	—	100.0	海軍	演習場	1	※	—	1,036	1,147	—	1,147	—	—

注 「0.0, 0.0」は表示単位に満たないもの、「—」は事実のないもの、「※」は民有地に係る地主が1人又は少数のため、数値が公表されていない。

2. 奥間レスト・センター(国頭村)

547千㎡の空軍の施設、国有地11.0%、市町村有地12.1%、民有地77.0%である。地主数299人と多く、年間賃借料193百万円である。2.3%の返還率である。

3. 伊江島補助飛行場(伊江村)

施設面積8,016千㎡の海兵隊の演習場で、国有地18.2%、県有地0.8%、市町村有地4.6%、民有地76.5%である。地主数1,334人、年間賃借料1,419百万円である。一部返還で0.6%の返還率である。

4. 八重岳通信所(本部町・名護市)

施設面積37千㎡の空軍の施設で、市町村有地100.0%、地主数2人、年間賃借料4百万円である。200千㎡返還され、84.4%の返還率である。

5. 慶佐次通信所(東村)

施設面積10千㎡と小さい陸軍の施設で、民有地100.0%である。地主数1人、576千㎡返還され、98.3%の返還率である。

6. キャンプ・シュワブ(名護市・宜野座村)

施設面積20,627千㎡の海兵隊の演習場で、名護市では国有地0.8%、県有地9.5%、市町村有地63.9%、民有地25.8%であり、宜野座村では国有地が54.3%、県有地10.1%、市町村有地35.7%である。地主数533人、年間賃借料2,491百万円である。427千㎡返還され、2.0%の返還率である。

7. 辺野古弾薬庫(名護市)

施設面積1,214千㎡の海兵隊の倉庫で、国有地0.2%、県有地0.0%、市町村有地85.6%、民有地14.1%であり、地主数49人、年間賃借料174百万円である。5千㎡返還され、0.4%の返還率である。

8. キャンプ・ハンセン(名護市・宜野座村・恩納村・金武町)

4自治体にまたがる施設面積51,207千㎡の広大な海兵隊の演習場で、国有地3.9%、県有地0.4%、市町村有地78.4%、民有地17.3%である。市町村有地が多く名護市では92.2%、宜野座村で90.9%、恩納村で79.6%、金武町で67.5%である。地主数2,165人、年間賃借料7,147百万円である。施設返還は1,564千㎡で、3.0%の返還率である。

9. ギンバル訓練場(金武町)

施設面積601千㎡の海兵隊の演習場で、国有地6.0%、民有地94.0%であり、地主数136人、年間賃借料90百万円である。0.2%の返還率である。

10. 金武レッド・ビーチ訓練場(金武町)

施設面積17千㎡の海兵隊の演習場で、国有地17.6%、民有地82.4%である。地主数24人、年間賃借料12百万円である。施設返還はなし。

11. 金武ブルー・ビーチ訓練場（金武町）

施設面積 381 千㎡の海兵隊の演習場で、国有地 13.9%，県有地 0.3%，市町村有地 0.3%，民有地 85.6% である。地主数 210 人，年間賃借料 60 百万円である。施設返還は 8 千㎡，2.1% の返還率である。

12. 嘉手納弾薬庫地区（恩納村・うるま市・沖縄市・嘉手納町・読谷村）

施設面積 26,579 千㎡の空軍と海兵隊の倉庫で、国有地 3.8%，県有地 0.1%，市町村有地 45.8%，民有地 50.3% である。地主数 3,666 人，年間賃借料 10,326 百万円である。施設返還は 4,688 千㎡，15.0% の返還率である。

13. 天願棧橋（うるま市）

施設面積 31 千㎡の海兵隊の港湾で、国有地 48.4%，民有地 51.6% である。地主数 9 人，年間賃借料 13 百万円である。返還は未着手である。

14. キャンプ・コートニー（うるま市）

施設面積 1,339 千㎡の海兵隊の兵舎で、市町村有地 0.1%，民有地 95.3% であり，地主数 698 人，年間賃借料 1,257 百万円である。372 千㎡返還され，21.7% の返還率である。

15. キャンプ・マクトリアス（うるま市）

施設面積 379 千㎡の海兵隊の兵舎で、市町村有地 0.3%，民有地 91.8% であり，地主数 256 人，年間賃借料 358 百万円である。施設返還は 6 千㎡，1.6% の返還率である。

16. キャンプ・シールズ（沖縄市）

施設面積 701 千㎡と海軍と空軍の兵舎で、市町村有地 0.1%，民有地 96.0% であり，地主数 316 人，年間賃借料 681 百万円である。施設返還は 111 千㎡返還され，13.7% の返還率である。

17. トリイ通信施設（読谷村）

施設面積 1,934 千㎡の陸軍の通信施設で、市町村有地 0.3%，民有地 91.4% であり，地主数 1,049 人，年間賃借料 1,379 百万円である。施設返還は 1,399 千㎡，42.0% と多く返還されている。

18. 嘉手納飛行場（沖縄市・嘉手納町・北谷町・那覇市）

施設面積 19,855 千㎡と広大な空軍の飛行場で、国有地 7.6%，県有地 0.2%，市町村有地 1.7%，民有地 90.5% である。地主数は 9,274 人と多く，年間賃借料 25,476 百万円である。717 千㎡返還され，3.5% の返還率である。

19. キャンプ桑江（北谷町）

施設面積 675 千㎡の海兵隊の医療施設で、市町村有地 0.7%，民有地 97.0% であり，地主数 596 人，年間賃借料 994 百万円である。施設返還は進んでおり，450 千㎡返還，40.0% の返還率である。

20. キャンプ瑞慶覧（うるま市・沖縄市・北中城村・北谷町・宜野湾市）

施設面積 6,425 千㎡の海兵隊の兵舎で、国有地 7.3%，県有地 0.5%，市町村有地 0.7%，民有

地 92.6% であり、地主数 4,568 人、年間賃借料 8,698 百万円である。施設返還は 1,285 千㎡、16.7% の返還率である。

21. 泡瀬通信施設 (沖縄市)

施設面積 552 千㎡の海軍の通信施設で、市町村有地 0.2%、民有地 95.5% であり、地主数 526 人、年間賃借料 630 百万円である。施設返還は進んでおり 1,862 千㎡返還され、77.2% の返還率である。

22. ホワイト・ビーチ地区 (うるま市)

施設面積 1,568 千㎡の海軍と陸軍の港湾施設で、市町村有地 0.1%、民有地 86.3% であり、地主数 970 人、年間賃借料 973 百万円である。施設返還は 366 千㎡、18.9% の返還率である。

23. 普天間飛行場 (宜野湾市)

施設面積 4,805 千㎡の海兵隊の飛行場で、市町村有地 1.4%、民有地 91.1% であり、地主数 3,063 人と多く、年間賃借料 6,581 百万円である。施設返還は 172 千㎡、3.5% の返還率である。

24. 牧港補給地区 (浦添市)

施設面積 2,737 千㎡の海兵隊の倉庫で、市町村有地 0.0%、民有地 89.2% である。地主数 2,250 人、年間賃借料 4,586 百万円である。施設返還は 50 千㎡、1.8% の返還率である。

25. 那覇港湾施設 (那覇市)

施設面積 559 千㎡の陸軍の港湾で、国有地 37.6%、県有地 6.3%、市町村有地 2.7%、民有地 53.3% であり、地主数 1,030 人、年間賃借料 1,993 百万円である。施設返還は 251 千㎡、31.0% の返還率である。

26. 陸軍貯油施設 (うるま市・沖縄市・嘉手納町・北谷町・宜野湾市)

施設面積 1,277 千㎡の陸軍の倉庫で、国有地 7.0%、県有地 0.9%、市町村有地 15.4%、民有地 76.7% であり、地主数 828 人、年間賃借料 1,238 百万円である。223 千㎡返還され、14.9% の返還率である。

27. 鳥島射爆撃場 (久米島町)

施設面積 41 千㎡の空軍の演習場で、市町村有地 100.0% であり、地主数 1 人、年間賃借料 2 百万円である。施設返還は 1 千㎡、2.4% の返還率である。

28. 出砂島射爆撃場 (渡名喜村)

施設面積 245 千㎡の空軍の演習場で、市町村有地 100.0% であり、地主数 1 人、年間賃借料 14 百万円である。施設返還は未着手である。

29. 久米島射爆撃場 (久米島町)

施設面積 2 千㎡の空軍の演習場で、市町村有地 100.0% であり、地主数 1 人、年間賃借料 0 百万円である。施設返還未着手である。

30. 浮原島訓練場 (うるま市)

施設面積 254 千㎡のその他の演習場で、民有地 100.0% であり、地主数、年間賃借料未記載

である。施設返還未着手である。

31. 津堅島訓練場（うるま市）

施設面積 16 千㎡の海兵隊の演習場で、国有地 100.0% である。施設返還未着手である。

32. 黄尾嶼射爆撃場（石垣市）

施設面積 874 千㎡の海軍の演習場で、民有地 100.0% であり、地主数 1 人、年間賃借料未公表である。施設返還は未着手である。

33. 赤尾嶼射爆撃場（石垣市）

施設面積 41 千㎡の海軍の演習場で、国有地 100.0% である。地主数 70 人、年間賃借料 450 百万円である。施設返還は未着手である。

34. 沖大東島射爆撃場（北大東村）

施設面積 1,147 千㎡の海軍の演習場で、民有地 100.0% であり、地主数 1 人、年間賃借料未公表である。施設返還は未着手である。

施設面積の大きい米軍基地としては北部訓練場、キャンプ・ハンセン、嘉手納弾薬庫地区、キャンプ・シュワブ、嘉手納飛行場の順である。以下、伊江島補助飛行場、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、トリイ通信施設が続く。軍用地料が発生する公有地（県、市町村）の内です町村有の割合の高いのはキャンプ・ハンセンの 78.4%、嘉手納弾薬庫地区の 45.8%、キャンプ・シュワブの 63.6% である。北部訓練場は国有地が 91.8%、県有 7.4% で市町村有、民有はきわめて少ない。

沖縄の米軍基地に民有地が多いのは地主数に現れる。最も多いのは嘉手納飛行場で、90.5% が民有地で地主数は 9,274 人である。キャンプ瑞慶覧の 4,568 人、嘉手納弾薬庫地区の 3,666 人、普天間飛行場の 3,065 人、牧港補給地区の 2,250 人、キャンプ・ハンセンの 2,165 人と続く。面積が大きく地主数が少ないのは北部訓練場の地主数 70 人、キャンプ・シュワブの 533 人である。

施設返還率は米軍基地の重要性と関連している。施設面積 10 位以内で施設返還が進んでいるのは、トリイ通信施設で返還率 42.0% である。10 位以内で 10% 以上の返還率を示すのは、キャンプ瑞慶覧の 16.7%、嘉手納弾薬庫地区の 15.0%、北部訓練場の 11.3% である。返還の進んでいるのは慶佐次通信所の 98.3%、八重岳通信所の 84.4%、泡瀬通信施設の 77.2%、キャンプ桑江の 40.0%、那覇港湾施設の 31.0% である。返還未着手の基地施設をみると、沖大東島射爆撃場、黄尾嶼射爆撃場、浮原島訓練場、出砂島射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、天願栈橋、金武レッド・ビーチ訓練場、津堅島訓練場、久米島射爆撃場である。返還率は基地の重要性、所有形態、用途、地主数等が絡み合って表れる。

「軍用地料」とは何か

「軍用地料」とは、米軍と自衛隊が借用した軍用地に対して国が土地賃貸料として地方自治体もしくは個人に支払う地代である。それが沖縄県において殊更問題になるのは、前述したように本土の軍用地のほとんどが国有地であるのに対し、沖縄においては国有地の他に公有地（県と市町村）と私有地（個人）があり、それが地方自治体と個人に国への依存体質を植え付け、地域の発展をも阻害しているとされるからである。一般には米軍と自衛隊が利用する土地（公有地）に対しては基地周辺整備費や基地交付金など法律に基づいた財政支出が行われている。そうした基地関係収入は各自治体の財産収入となるが、沖縄県においてはその大部分は軍用地料であるといわれる。

沖縄における軍用地料は、沖縄が1972年に本土復帰を果たす以前からアメリカ政府、その後日本政府により支払われてきたが、実は軍用地問題こそは戦後沖縄史を形作るものであった。アメリカ軍の沖縄上陸から始まる軍用目的の土地収奪は1954年対日平和条約の発効に伴って、収奪した土地の正当性を付与する法律上の根拠が必要となったことから、いわばすべてが始まった。条約締結を見込んで米民政府はすでに1952年土地使用に関する布令を公布、これをさらに改定した布令を翌年公布、それは土地の使用料を支払うものであったが、強制的に住民の土地を使用、収用するものであっても、1956年以後いわゆる「島ぐるみ闘争」へと至るものであった。

沖縄の軍用地は陸地総面積の約13%にあたり、その約44%が農地で、それは農地総面積の17%に相当していたが、そのため約5万戸（うち沖縄中部地区が4万戸を占める）の農家が農地を失い、所有土地から立退かされ直ちに生活手段に影響を与えることとなったのである。立退者に対しては八重山への移住が考えられていたようであるが、沖縄社会独特の土地に対する感情や習慣などから他村に移住することがなく、同じ村落の「最寄りの地域に集団的に割り込ん」だという。それは「部落の伝統的紐帯が今なお極めて強いので、旧共同体から脱して他の共同体に加わることが困難」であったからだ。（琉球政府行政主席官房情報課『軍用土地問題の経緯』p.4, 1959）沖縄の地域社会には地域的、同族的、伝統的な紐帯が根強く残っていて閉鎖的共同体として機能するから軍用地に伴う立退きなど「何らかのことある場合には自主的に協同作業相互扶助等集団的に行動し、共同の利害を擁護」するとともに、「他部落、市町村へ移動したり、他部落市町村から移動してくることは、協同作業、相互扶助等に対する不安感から好まない風がある」（『琉球史料』第4集 社会編 1988年復刻版, p.311）といわれ、これが軍用地料の配分法にも反映したのだらうと思われる。

日本復帰後、軍用地料は31億円から126億円へと4倍に引き上げられた。その後も市場価格とは無関係に引き上げられ、2006年度には888億円となった。これが沖縄県においていかに巨額であるかは、同年度の農林業総生産額555億円を上回ること、製造業生産額1496億円

の2分の1以上であり、一つの産業に匹敵するほどの金額となっていることから分かる。(前掲書 宮本, p.25)

軍用地のいくつかは返還されまた返還されつつあるが、軍事基地として使用した背景から化学汚染などの除去を必要とし、返還されたからといった直ちに元の農地に変身するわけではない。農地として不適であり、かつまた都市化の進行によって宅地や商用地として変換されてきたものもある。宅地としてであれ商用地としてであれ、軍用地料は市場を無視した価格形成がなされてきたため跡地利用の障害となって来ていると言われる。「最近では軍用地は確実に地料の上がる不動産として投機の対象となり、軍用地の購入をすすめる不動産業が活動している」という。(前掲書 宮本, p.27)

軍用地料は毎年の如く更新されるが、それは国と沖縄との間の交渉、すなわち防衛省沖縄防衛局と軍用地主会(正確には「沖縄県軍用地等地主会連合会」、通称「土地連」と)との間の交渉によって決定される。軍用地料が所得としてのうまみがあるため、軍用地返還には必ずしも積極的でない地主もいて、返還に関する意識調査によれば約34%の地主が否定的であり、「土地連は今や、アメリカ軍基地を残してほしいと積極的に働きかける団体になっている」という。(前掲書 宮本, p.27, 来間泰男「軍用地料引上げの経過と現在」『経済論集』第1巻, 第1号 沖縄経済大学, 2005年からの孫引き)

しかしながら、それは表の面に過ぎないのではないか。すなわち確かに個人所有の土地に関しては軍用地料は利得の問題であり、金銭問題はしばしば葛藤を生み出す争点となり得るが、公有地に関してはそうではないのではないか、金銭勘定の裏に潜むものがあって、それは地域社会の統合をもたらす現代的な機能の存在があるのではないか、こうした視点は社会学的探求の本質でもある。

伝統社会において、民はそれと自覚せずに地域の共同管理に関する知恵を自らのものとしてきたが、近代化の過程で共同性意識を失ってきた。そうした共同性を国の側から復活しようとした試みが「地域自治区」(2003年第27次地方制度調査会の答申)である。平成の大合併によって地域アイデンティティの喪失など旧来の市町村に大きな影響を与えることになったため旧市町村のまとまりを維持するという目的から設けられた団体であった。そうした地域自治組織は、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能と住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民や地域の諸団体等が協働して担う「地域づくり」の場としての機能を有するものと期待するが、もとよりその原初形態は地域社会の歴史的古層に潜むものであるはずだ。

本研究が重視するのは、山林に対する入会権のような利用に関する観念ではなく、山林の所有に関する観念である。近世の琉球には林野入会に関して二つの大きな形態があり、山林所有には、まずある村所有の山に、数村が共同で樹木を仕立て、それを各村に分けて利用するが各村の持ち分は未分化という形態(模合利用)と、やがてその共同の植林地がそれぞれの村の所

有として持ち分が明確に分割される形態（講）である。山林における模合利用の形態は、田畑開墾に関しても言うことができ、共同開墾地は「模合仕明地」、つまり模合持ちによる地割がある。それは、いわば“総有”（みんなのものという共同意識）とでも言うべき土地所有の共同性観念であった。

すなわち、こうだ。軍用地料は、土地の所有者である自治体及びその地主に支払われるのは当然だとしても、その一部はその行政区（旧字）にも配分される。これをある論者に倣って軍用地料の“分収金制度”と呼ぼう。（この名称は金武町が用いている。恩納村では「軍用地所在区交付金」という名称を与えている。）

各区に配分された分収金は、自治体によって異なるが、毎年1億円を超える金額である。国の補助金のような使途制限の無い金であるから地域のイベント、墓地整備、祝い金など地域社会によって多様な遣われ方が見られ、学資や進学のための援助や融資の制度まで備える地区がある。いずれも本来なら行政側が担うべき公共サービスである。それを地域社会が担えるのは軍用地料という資金配分があるからだが、その資金を自治体の財政として全額を吸収せずに、地区の自治に任せるのである。それは何故であろうか。ここに沖縄社会の独特な歴史的背景を見ることができる。軍用地のほとんどはかつて山林地帯であり山林は共同所有される場合があったから、軍用地料を受領したとき、かつての模合山が想起されたに違いない。沖縄には名義上は市町村有地であっても、これは私たちの「字有地」だとする意識があるからだ。ここに近世琉球における山林の利用形態（模合山）の現代的復活として集合的記憶の現出をも見ることができる。

研究目的から明らかなように本研究の中心は文献研究とヒアリングに基づく実態調査である。文献は、主として沖縄における歴史的な土地制度に関する研究書を用いるが、それは本土とは異なった沖縄における独特な土地所有制度がこうした問題に大きく関係しているのではないかという予感があったからである。例えば、文献収集に関して目下注目しているのは、仲吉朝吉『琉球の地割制度』1928（京大、九大、東大のみ所蔵）、田村浩『琉球共産村落之研究』1977である。後者の田村本は昭和2年刊行の復刻版である。そのほか近世期琉球の地方関係諸資料、中でも田里修の「沖縄における近代法の形成と現代における法的諸問題」（琉球大学）に注目したい。戦後における土地の所有関係に関する資料は、これは米軍統治の下で作成された英文の諸資料があり、これは圧倒的に沖縄県公文書館に所蔵されている。

また実態調査は、軍用地料を受け取る自治体での資料収集とヒアリング、同様に自治体各区における資料収集とヒアリングを行うということで始まった。従来の文献に基づいて調べてみると、沖縄における基地関係の収入に依存する自治体は25市町村ある。その中でヒアリング対象として選んだ自治体は、金武町、嘉手納町、宜野座村、恩納村、北谷町、伊江村、読谷村、北中城村、沖縄市、宜野湾市、名護市、具志川市、ほとんどが沖縄の中北部に所在していた。

とりわけ軍用地料の歳入総額に占める割合の多いのは金武町、宜野座村、嘉手納町、北谷町

などであるが、それ以外にも各自治体において分収金制度はどのような広がりを持っているのか。これまで宜野座村⁽³⁾、北谷町⁽⁴⁾、辺野古⁽⁶⁾のわずか3地区しか報告されていない。しかも必ずしも配分それ自体を目的とした論述ではないから、このような社会的なリサーチには十分な意義がある。

自治体へのヒアリングを行う際、同時にそれぞれの自治体において軍用地料の配分のある区の構成と名称をも質しておこうとした。たとえば前掲文献によると、金武町には金武、並里、伊芸、屋嘉、中川の5つの区があり、宜野座村には松田、宜野座、惣慶、漢那の4つの区がある。名護市は辺野古、豊原、久志の3区がある。それぞれの区にヒアリングを試みるが、地域によっては地主会をつくるものがあり、また区長や行政委員と呼ばれる地区を代表する人びとがいるので、彼らがヒアリングの対象となった。ヒアリングのポイントを漠然としたものではあったが以下のように考えていた。

- ① 国から自治体へいったん配分された軍用地料は、自治体(公有地)と地区(入会地)との間で分割されるが、分割割合はそれぞれ自治体によって異なる。その分割割合はそれぞれどのような根拠に基づいているのか。また、それはいつどのように始まったのか。
- ② 「字有地」は、区有地として提供する部分とそれ以外の部分(私有地)に分け、後者は各世帯に分筆したとされる⁽⁶⁾。それはいつ、だれによって、どのように世帯単位に所有権の分割が行われたのか。それぞれの自治体によってどのような相違と共通性が見られるのか。
- ③ 区有地分として配分された軍用地料は、それぞれの地区において誰がどのように管理し、どのように遣われているのか。
- ④ 軍用地料に関して各地区はそれぞれ固有の規約を持っているのだろうか、地方自治法に規定された「地域自治区」とはどのように機能的、構造的な相違があり、また地域自治区としてどのような将来の可能性を秘めているのだろうか。

以上のような疑問点に関するひとつの回答として、名護市久志支所の辺野古地区のキャンプ・シュワブに提供された土地に関する興味深い次のような報告がある。ここでは軍用地として提供された土地のうち旧入会地であった部分が区有地とそれ以外の部分とに分割され、後者の土地は旧住民の世帯ごとに分筆され、旧入会地であった土地は私有地となり、旧住民はすべて軍用地料を受領することとなり(年総額約4億5000万円)、個人(つまりは世帯)にはその差はあるものの年間100万円程度の地料が入るといふ。(熊本博之、環境正義の観点から描き出される「不正義の連鎖」、環境社会学研究14号、2008、p.223)しかしこの分割と分筆がいつ誰によってどのように行われたのかは記されていない。分筆された土地は私有地となったが、区有地となった部分は共有地であり、その地料は毎年2億円程度であるといふ。それを名護市の林野条例によって名護市と辺野古との間で6:4の割合で分割することとなっているか

ら、区有地には毎年8000万円(熊本博之『沖繩学入門』昭和堂2010年では1億円を超えると記されている)ほどの金額が入ってくることになり、これは区の歳入として組み入れられ、区長や行政委員への手当、備品購入、墓地整備、地域イベント経費、祝い金、土地の購入・造成、積立資金などに用いられる。2003年には積立金の一部を世帯単位で還元もしたというから(前掲書、p.230)、辺野古住民は軍用地主としての地料に加えてこのような還元も受けていることになる。

このような共有地に対する軍用地料は、その区人口と比べると膨大であという印象を与える(『127万人の実験』、p.47)。つまりは区の予算とされた軍用地料の使い方が問題となるのだ。常勤の区長、書記、会計、行政委員、戸主会などの人件費のほか、「不相応な事務所を建て、不必要な職員を何人も抱え、水道料、電気料、PTA会費や農薬・肥料代を負担し、老人会、婦人会、青年団の活動にバラまき視察研修と称して旅行させる」というネガティブな論評も出ることになる。(来間泰男、沖繩経済の幻想と現実、日本経済評論社、1998、p.307)

軍用地料配分の実態調査

2012年2月22日から24日まで3日間にわたって行われた調査は大きく二つに分けて考えてみようとした。すなわちまず軍用地料が共有地に対して配分される自治体の当該課にヒアリングを行い、その概況を以下の様な手順で訊いてみることに、そして次にそうして入手した資料を基に各地区の字に対するさらに深い分析的なヒアリングを行おうというものであった。

1. 各市町村における軍用地(公有財産)所在区、すなわち分収金受領の対象区(字)にかんする資料。

① 「区長会名簿」(区長名、電話、所在地などが記載されている)の有無。

② 「そんなものない」と言われれば、聴取。

そのうち分収金対象の区(つまり入会権のあった公有地)にチェックを入れる。(かつて入会地でなかった地区には配分されないことがある)

資料なければ、ヒアリングで情報収集。

③ 最近数年の分収金額の一覧表の入手。

④ 市町村と各区との間で、どのように分配するのか、配分比などのヒアリング。

⑤ 当該市町村の区名が記された地図の入手。

2. 軍用地(公有財産)の管理等に関する条例、あるいは規則などの把握。

たとえば金武町の例など。

3. 各区(字ないしは自治区、一般には「区」と呼ばれる)における分収金の配分法などに関するヒアリング。

役所が知る限りでヒアリング。

こうして分かったことは、従来の文献に触れている具体的な地区名の他にも軍用地料配分を受けている地区は意外にも多いということであった。今回の調査において気付いたことを思いつくままに列記してみよう。

- ① 従来の文献によると名護市は久志支所内に辺野古、豊原、久志の3区（区は旧字に相当）ということであったが、同所内には二見という字もあり、合計4区になること、その他にも名護市には本庁管内に喜瀬、幸喜、許田、数久田、世富慶の5区、屋部支所内に勝山という字があり、名護市における軍用地料配分は総計10区に及ぶこと。
- ② 金武町には金武、並里、伊芸、屋嘉^{やか}、中川の5つの字があるが、最後の中川区には地料配分が行われていない。それは中川区の住民が戦後から居住してきたためであるという。戦後移住して来た理由は、戦禍のため本来の土地を失ったからであるが、そのため入会権を持たない住民であるとされ、同町に住んではいても地料配分を受ける資格がないのだという。戦後を境に居住によるこの区別ないしは差別は社会的には興味深い問題を提示してくれるかもしれない。すなわちある客観的な境界を設置することによって他の点では同等でありながらその一点だけによって社会的排除が正当化されるのはどのような条件の下においてなのかという観点を提示することにもなるからだ。また、「可哀想な」中川区には町から補助金が出るそうだが、どの程度どのような名目が出るのかという点と共に面白い材料だ。（琉球新報社『127万人の実験』p.42）軍用地化された旧入会地は、かりに返還されたとしても、今日そこから入手する便益はもはやないということを鑑みると、この排他的“分収金”とは何であるのかという論点が生じるだろう。

なお、金武町において地料配分を受ける字は、金武「入会権者会」、並里「財産管理会」、伊芸「財産保全会」、屋嘉^{やか}「財産管理会」というように、それぞれ固有の名称を冠する団体をつくり、それぞれが独自に地料を管理運営している。

- ③ 宜野座村^{きのざそん}には先に述べた松田、宜野座、惣慶^{はん}、漢那^なの4区以外にも福山、城原の二つの区があるが、これは戦後に設けられた新しい区で、他の地区から流れ着いた“寄留民”と呼ばれる住民から成るため、金武町の場合と同様に地料配分の受領資格に欠けるとされている。こうした寄留集落（ヤードウイと呼ばれる）には金武町と同様に村から補助金が出るという。

ここでは国から交付される軍用地料をどのように配分するかをめぐって区と村との間で村会議員による全員協議会が設けられ、2年毎に改訂されるという。2011年現在において区と行政との間の割合は4:6であった。ここでは旧字有地と村有地とが明確には区分されていないのかもしれない。そうであれば配分割合を議論する必要が無くなるのではないか。

- ④ 恩納村^{おんなそん}には今日、16の区があるが、そのうち軍用地料の配分を受けるのは10区である。残る6区に関する取り扱いがおもしろい。それは太田、塩谷、宇加地、希望ヶ丘、前兼久、

仲泊の6区であるが、前3者は軍用地に属する土地を区内に持たないため交付金はゼロである。しかしこうした区は戦前からの字地区であり、ゼロでは可哀想というのだろうか、交付金を受ける他の区からの配分がある。太田は瀬良垣と恩納の両区から、塩谷と宇加地は真栄田^{まゑだ}からそれぞれお流れがある。それに対して希望ヶ丘、前兼久、仲泊の3区にはそうした一切の配分がないのである。それは戦後ないしは近年の新しい住宅地であるからだという。同じ村落共同体でありながらこのような事情は今日の公共性や共同性を考える上で実に興味深い現象である。なお、恩納村では軍用地料の分配比率は集落(字有地)が35、村(公有地)が65の比率である。

- ⑤ 米軍の補助飛行場がある沖縄本島の離島である伊江村は8区からなるが、その6つの区に旧字有地がある。2011年現在、伊江村の年間地料は村有地6300万円であるのに対し、字有地5600万円で、これが土地面積に応じて配分される。最も高額なのは西江上という区で約3000万円であった。

さて、以上は沖縄本島における北部地区の軍用地に関するものであるが、本島中部における軍用地のあり方と用地料の配分に関しては実に大きな相違のあることが分かった。結論を先取りして言えば、北部地区の軍用地は主として共有地(字有地および自治体による公有地)であるのに対し、中部地区における軍用地は個人所有地が多く、共有地の割合が比較的小さいということだ。次の表2(出典:沖縄県知事公室基地対策課『沖縄の米軍基地』2009年から作成)からも伺えるように、北部と中部とでは所有形態が大きく異なっていることが、このような現象を生み出している。個人所有地の少ない北部は公有地の割合が高いが、それは軍用地として利用される土地が山林であり、そのことが行政主導による軍用地料の配分が行われるのではないかと思われる。それに対し中部ではもともと耕作地が軍用地に転換されたため、圧倒的に個人地主の割合が高く、軍用地料に関して行政側が容喙する機会が相対的に少ないのではないかと考えられる。それは以下のようなヒアリングにおいても伺うことができた。また北部地区では聞くことの無く、中部地区でしばしば触れられたものとして旧字有地である土地所有の名義に関する問題があった。国が軍用地料を支払う対象は個人ないしは法人であるが、字有地は当初は個人名による登記であったため軍用地料を巡る争いが生じ、やがて法人化して処理するようになった字有地もあるという。

表2 所有形態別米軍基地面積

	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合計
北部	46.3	4.9	34.9	13.9	100
中部	6.4	0.2	16.1	77.3	100

- ⑥ 宜野湾市では、行政側は軍用地に関して「ノータッチ」で、軍用地料はすべて地主会が取り仕切っているという。旧大字である普天間、伊佐、大山の区では財産保存会として法人化がなされている。

⑦ 北谷町では行政による関与はない、24の字（下勢と上勢に大別される）があるが、字有地の軍用地料は郷友会による管理運営となっている。地料は圧倒的に個人地主のものであり、字有地の下勢と上勢はそれぞれ年間1800万円ほどであるという。

⑧ 嘉手納町は、表3からわかるように沖縄における米軍基地の占める割合の最も高い自治体で、実に全面積の82.5%にもなる。旧字に基づく軍用地料は郷友会が直接受領するものとなっている。町有地もあり、年間4億2600万円が町の財産収入として入ってくるという。

⑨ 北中城村には14の区があるが、そのうち軍用地のあるのは喜舎場、屋宜原、端慶覧、安谷屋の4つの区で、地料の受領に関しては一旦役所に入金されその後、各字に配分される。端慶覧のみが法人化されており、他は個人名であるという。

⑩ うるま市においては、具志川地区には個人所有の土地が多いが、勝連には字所有の土地があり、役所（基地対策課）としては関与せず、地主会の仕事であるという。市にも市有地に対して軍用地料が入り、年間3億円ほどの収入がある。

⑪ 沖縄市の軍用地料に関しては、役所（基地対策課）は一切の関わりを持っていないという回答であった。

⑫ 読谷村では、26の区のうち軍用地料の入る旧字は8つある。この字有地は字名で登記されており、役所は関与していないという。

表3において地主会名の無い自治体の土地は国か自治体の所有地である。軍用地面積ゼロの自治体はそのすべてが民有地（個人地主）ということであろう。

表3 市町村面積に占める米軍基地面積の割合（%）および各自治体における民有地の地主会名

国頭村	23.0	国頭軍用地主会
東村	41.5	
名護市	11.1	名護市軍用地等地主会
本部町	0.0	
恩納村	29.4	恩納村軍用地主会
金武町	59.3	金武町軍用地主会
宜野座村	50.7	宜野座村軍用地等地主会
伊江村	35.2	伊江村軍用地等地主会
うるま市	7.2	うるま市石川軍用地等地主会
		うるま市勝連軍用地主会
		うるま市軍用地等地主会
沖縄市	34.5	沖縄市軍用地等地主会
読谷村	35.8	読谷村軍用地主会
嘉手納町	82.5	嘉手納町軍用地等地主会
北谷町	52.9	北谷町軍用地等地主会
北中城村	18.3	北中城村軍用地等地主会
宜野湾市	32.4	宜野湾市軍用地等地主会
浦添市	14.3	浦添市軍用地等地主会
那覇市	1.4	那覇市軍用地等地主会
		那覇軍用地等地主会
八重瀬町	0.0	東風平良町軍用地等地主会
八重瀬町	0.0	具志頭村軍用地主会
南城市	0.0	南城市知念軍用地等地主会
南城市	0.0	南城市佐敷軍用地等地主会
糸満市	0.0	糸満市軍用地主会
具志川	0.0	具志川軍用地主会
久留米島町	0.1	
渡名喜村	6.6	
北大東島	8.8	
石垣市	0.4	

注

(i) 北部：名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江

村, 伊平屋村, 伊是名村。中部: うるま市, 宜野湾市, 浦添市, 沖縄市, 読谷村, 嘉手納町, 北谷村, 北中城村, 中城村, 西原町。南部: 那覇市, 糸満市, 豊見城市, 八重瀬町, 南城市, 与那原町, 南風原町, 渡嘉敷村, 座間味村, 栗国村, 渡名喜村, 南大東村, 北大東村, 久米島町。宮古: 宮古島市, 多良間村。八重山: 石垣市, 竹富町, 与那国町。

- (1) 仲間勇栄, 近世琉球における林野入会の諸形態, 琉球大学農学部学術報告, 第39号, 1992
- (2) 田里修, 蔡温と乾隆, しまたてい No.52, 2010, January
- (3) 川瀬光義, 基地をめぐる政府間財政関係, 都市問題, 1999年10月号
- (4) 真喜屋美樹, 米軍基地の跡地利用開発の検証, 宮本・川瀬編『沖縄論』所収, 岩波書店2010
- (5) 来間泰男, 沖縄経済の幻想と現実, 日本経済評論社, 1998。字有地は大正初期に全国的に解消され, 市町村有地となったが, 沖縄では例外的に字有地が残存したという。p.307
- (6) 熊本博之, 環境正義の観点から描き出される「不正義の連鎖」, 環境社会学研究, 2008年, 第14号

【付記】

なお, 本稿において言及される調査は佛敎大学における特別研究費(2011年)の補助を得て行われた。記して感謝したい。

(たきもと よしふみ・あおき やすひろ 公共政策学科)

2012年5月1日受理